

2013年4月30日

内閣府食品安全委員会事務局評価課内  
「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る  
食品健康影響評価」意見募集担当 御中

「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」  
について

（法人名）日本生活協同組合連合会  
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8  
（電話）03-5778-8109

今回、貴委員会が公表された「プリオン評価書 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②（案）」（以下、評価書案と表記）に関して、以下の意見を提出いたします。

### 1. 今回のリスク評価の結論について

国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと認識しています。

この点について、評価書案では「日本においては、各段階におけるBSE発生防止対策は適切に行われているものと判断される」、「日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと考える」とまとめられており、同意します。

貴委員会が今回、「と畜場における検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」とした結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できるものと考えます。

### 2. 非定型BSEに関する情報収集等の必要性について

今回の評価の前提として、「定型BSEの制御を基本として評価を行う」との基本的考え方が示されています。非定型BSEに関しては国際的にも感染頭数が少ないことなどから、現状では定量的なリスク評価は難しいものと思いますが、残された課題としてこの問題に関する国民の関心は高いと考えます。

非定型BSEは高齢牛で稀に発生すると考えられていることから、今回の検査月齢の変更によっても人の健康リスクは高まらなないと考えますが、この問題により重点を置いた積極的な情報収集、調査・研究、リスク評価に取り組むよう要望します。

### 3. 丁寧なリスクコミュニケーションの実施について

今回、貴委員会が実施したリスク評価については、全頭検査の廃止に関する内容だけが大きく報道されています。それに対し、国内で引き続き実施される措置も含めたBSE対策の全体像や、それぞれの措置の意味が未だに国民に十分理解されていないように思われます。

改めてBSE対策について、現状の評価や到達点、今後の課題等も含めて国民にわ

かりやすく伝えることを要望します。その際には各省庁が別々に説明を行うのではなく、関連省庁、自治体、研究者等の連携により、全ての対策が把握できるような包括的な説明が望ましいと考えます。

以上